熊本市PTA協議会版

任意加入・個人情報　ToDo・チェックリスト

このToDo・チェックリストは、単Pに改革を押しつけるものではありません。

しかし、各単Pでの対応が必要な任意加入問題や、個人情報保護規程等できることからやっていく、その助けとなるものを目指しました。

各単Pの状況に合わせてご活用いただき、持続可能な保護者組織活動について考える機会にしませんか？

☑︎　チェック項目

□ 　1.任意加入についてPTA規約、細則に盛り込む

□ 　2.任意加入であることを会員に説明する

□ 　3.個人情報保護規程を作成

□ 　4.個人情報同意について学校と事前に協議する。

また、上記の項目を確認する流れの中で、以下の項目も確認してください。

□ 　5.校長とPTA会長が話し合いましょう

□ 　6.同じ中学校区PTAで話し合いましょう

□　1.　任意加入についてPTA規約、細則に盛り込む

□　１−１．　任意加入についてPTA規約、細則の「名称」「目的」「方針」の規程等の中に盛り込む（必須）

|  |
| --- |
| 【例１】　ＰＴＡの名称の規程に組み込む例（名称及び事務所）第○条　この会は、熊本市立□□小学校ＰＴＡ（以下本会という）と称する非営利の任意加入団体であり、事務所を□□小学校（以下本校という）内におく。【例２】　会の「責務」や「方針」の規程に組み込む例（入会の強制禁止、平等規程も盛り込む例）　（本会の責務）または、（本会の方針）　第○条　本会は、第○条の目的をもとに活動している任意加入団体であるとともに会員相互の協力を得て活動している団体であることを自覚し、以下の点を遵守しなければならない。　　（１）　児童を対象とする活動については、その保護者が会員であるか否かにかかわらず、児童の対応にいかなる差も設けない。　　（２）　非会員に対し、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制であると受け取られないような運用を心がける。 |

□　１−２．　ＰＴＡ活動について家庭が会員になっているか否か関わりなく平等に取り扱う旨の文言を明記する（必須項目）

|  |
| --- |
| 別の規程で、保護者が当然に会員になることを前提とした規程が残存していないかの確認をすることが重要です。当該規程の改廃も併せて必要となってきます。　また、運用面で不適切な対応がなされないように、（少なくとも役員について）勉強会を開催し、周知を図ることも重要です。 |

【例１】

×　お子様の入学と同時に、全ての保護者・教員がＰＴＡ会員となります。

○　お子様の入学と同時に、全ての保護者・教員がＰＴＡ会員となることができます。

【例２】

×　この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者及び、同校に勤務する教職員とする。

○　この会の会員資格は、本校に在籍する児童の保護者及び、同校に勤務する教職員とする。

□　１−３．　入会手続、退会手続きについて、会則の「会員」の規程の中に明記する（任意項目）

|  |
| --- |
| 【例】　「会員」の条項に明記する例（入退会の手続、入会強制の禁止、平等の取扱いの全てを組み込む場合）（会員）第○条　本会は、任意加入団体であり、本校に在籍する児童の保護者、本校に勤務する教職員は本会の会員の資格をもつ。２　前項に定める資格を有する者は、○○（例えば本会会長）に対し、書面を提出して入会意思を示すことにより、本会会員となる。３　本会会員は、いつでも、○○（例えば本会会長）に対し、書面を提出して退会意思を示すことにより、本会を退会することができる。４　非会員に対しては、入会を強制せず、また、入会の意思表示を確認する際に強制と受け取られないような運用に心がけなければならない。 |

□　２．　任意加入であることを説明する（必須）

・新入生保護者説明会などで、保護者の皆さんに任意加入であることを説明しましょう。

・PTAはどんな活動をしているのか、具体的にわかりやすく説明しましょう。

・なぜPTAがあるのか、なぜ必要なのかを説明しましょう。

・会員になることのメリットについて説明しましょう。

（例えば…安全・安心な校区、PTA共済やコーリンなどの保険への加入、保護者組織として団結し行政への意見陳情、地域力の向上等）その際、PTAへのお誘い文書や『○○学校PTAのしおり』等があると良いでしょう。

YouTubeチャンネルやFacebookによる広報を行っているPTAもあります。

□　３．　個人情報保護規程を作成する（必須）

|  |
| --- |
| 個人情報保護法が改正されたことにより、単Pも『個人情報保護規程』を作成することが必要です。→　熊本市PTA協議会で作成したひな形は市Pのホームページに載っています。　 |

○個人情報保護規程のポイント

・個人情報の利用目的を明確にする

・個人情報を取得する際は、利用目的を本人に知らせる

・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない

・個人情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない

・個人情報を第三者に提供するときは、記録を厳密につける

・個人情報の管理、責任者等について

□　４．　個人情報の同意書を用意する（必須）

保護者（PTA会員）からの同意を得てください。

□　5．　学校（校長）とPTA会長が話し合う（必須）

PTAの改革は学校（校長）の協力が欠かせません。学校（校長）　とP会長がよく話し合っていただく必要があると思います。

□　６．　同じ中学校区で話し合う（必須）

同じ学区内で対応を統一しておいたほうが良いと思います。

　　　各中学校校区での集まりや、区PTA連絡会などで情報交換を行うと良いと思います。

個人情報の同意書　熊本市P版（参考例）